

所得区分と自己負担上限額

自己負担額は原則1割ですが、世帯の所得の状況（市民税の課税状況等）に応じてそれぞれ負担上限額（ 部分）が設けられます。

【平成30年4月1日から平成33年3月31日まで】

生活保護世帯 【生保】	市民税非課税 (保護者の収入が 80万円以下) 【低1】	市民税非課税 (保護者の収入が 800,001円以上) 【低2】	市民税所得割 (3万3千円未満) 【中間1】	市民税所得割 (3万3千円以上 23万5千円未満) 【中間2】	市民税所得割 (23万5千円 以上) 【一定以上】
所得区分① 負担 0円	所得区分② 負担上限額 2,500円	所得区分③ 負担上限額 5,000円	所得区分④ ※1		所得区分⑤ 自立支援医療の対象外
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	
			(重度かつ継続) ※2		所得区分④-1 負担上限額 5,000円

- ※1 「中間所得層」(所得区分④)の負担上限額を5,000円及び10,000円としている経過的特例は平成33年3月31日までとなります。
- ※2 腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る。)、肝臓機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)は「重度かつ継続」の対象となります。
また、医療保険の多数該当者(申請前の12箇月間において、申請者の属する医療保険の世帯が3回以上高額療養費の支給を受けた月がある場合)も「重度かつ継続」の対象となります。
- ※3 「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」(所得区分⑤)の負担上限額を20,000円としている経過的特例は平成33年3月31日までとなります。